

## 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例

四街道市水道事業給水条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条から第13条までの規定中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

第27条中「に100分の105を乗じて得た額」を「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。）」に改める。

第34条第3項中「新設する給水装置に係る」を削り、「に100分の105を乗じて得た額」を「（消費税等相当額を含む。）」に改める。

第39条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

第42条第4号中「第40条第2項」を「第40条第2号」に改める。

別表第1中「300円」を「324円」に、「600円」を「648円」に、「1,000円」を「1,080円」に、「1,800円」を「1,944円」に、「3,900円」を「4,212円」に、「6,900円」を「7,452円」に、「18,200円」を「19,656円」に、「33,000円」を「35,640円」に、「90円」を「97.2円」に、「145円」を「156.6円」に、「240円」を「259.2円」に、「310円」を「334.8円」に改める。

別表第3中「100,000円」を「108,000円」に、「250,000円」を「270,000円」に、「400,000円」を「432,000円」に、「700,000円」を「756,000円」に、「1,400,000円」を「1,512,000円」に、「2,400,000円」を「2,592,000円」に、「6,400,000円」を「6,912,000円」に、「13,000,000円」を「14,040,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第39条及び第42条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の四街道市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道水の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後

初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。